

## 嘉手納町内保育施設に対する職員配置確認監査の結果について

### 1 事案の概要

沖縄県は、令和6年度に県内で発覚した「実態と異なる勤務時間等に基づく給付費等の不正請求事案」を踏まえ、市町村等と連携して令和7年度から同一法人で監査権限の異なる複数の保育所等を広域に運営している施設に対して、「事前通告なし」による同一日時（一斉）に「職員配置確認監査（立入）」を実施することとした。

令和7年度において県内10法人46施設に対し、「職員配置確認監査（立入）」を実施したところ、嘉手納町内で同一法人が運営する2施設において、「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」違反並びに「認可外保育施設指導監督基準」への不適合及び「実態と異なる勤務時間等に基づく給付費等の請求」事案が確認された。

### 2 確認された事案

#### (1) 施設設置者（住所）

一般社団法人光の子グループ（読谷村字大湾34番地シナジースクエア3F）

#### (2) 対象施設

No.	施設名	所在地	施設類型
1	光の子幼児学園 第二嘉手納園	嘉手納町字嘉手納290番地4 嘉手納TCロータリー2号館102	小規模保育事業A型
2	光の子幼児学園 嘉手納園	嘉手納町水釜六丁目8番14号	認可外保育施設

#### (3) 確認された事案

ア 光の子幼児学園第二嘉手納園において、令和2年4月以降、町に対して給付費等の請求にあたり実態と異なる虚偽の職員配置等の報告を行っていることが確認された。

イ 光の子幼児学園第二嘉手納園において、令和2年度以降に実施された児童福祉法に基づく一般指導監査及び子ども・子育て支援法に基づく実地指導において、指導監査の調書に勤務実態のない職員の氏名を記載するなど、不適切な対応が行われていたことが確認された。また、勤務実態のない保育士を除いて配置状況を再確認した結果、令和2年度以降、全ての期間において保育士が不足している状態であったことが確認された。

ウ 光の子幼児学園嘉手納園において、沖縄県による児童福祉法第59条第1項に基づく立入調査等において虚偽の説明・報告（沖縄県から当該法人（又は職員）に対して勤務実態について説明・報告を求めたところ、実際の内容とは異なる回答がなされた。）を行っていることが確認された。また、光の子幼児学園嘉手納園において、令和7年4月以降、保育従事者の数が不足している日があることが確認された。

### 3 指導状況等

- (1) 中部広域市町村圏事務組合（※）【対象：光の子幼児学園第二嘉手納園】  
（※地方自治法に基づく嘉手納町を含む9市町村の確認監査等の事務の実施（共同処理）機関）  
設置法人に対して、不正及び不適切な行為に対する改善指導が実施され、是正・改善状況の報告を求めている。
- (2) 嘉手納町【対象：光の子幼児学園第二嘉手納園】  
地域型保育給付費の返還額の算定中。行政処分を実施予定。
- (3) 沖縄県【対象：光の子幼児学園嘉手納園】  
設置法人に対して、児童福祉法違反（虚偽の説明・報告）及び認可外保育施設指導監督基準不適合（保育従事者の不足）について改善指導が実施された。違反及び不適合に至った理由（事情）及び改善策及び改善状況について報告するよう求めている。

### 4 これまでの経緯

令和7年2月	沖縄県において「職員配置確認監査」を実施する方針が決定。
令和7年5月	沖縄県により、対象となる保育所等を運営する法人に対して、「職員配置確認監査」に関する説明会が実施された。
令和7年9月	一般社団法人光の子グループが運営している施設において、職員配置確認監査を実施。実際の勤務実態と異なる報告をしている疑義が発覚。施設に対するヒアリングや施設から徴求した資料を精査。
令和7年11月	2回目となる職員配置確認監査を実施。施設に対するヒアリングや施設から徴求した資料を精査。
令和8年3月	沖縄県及び中部広域市町村圏事務組合より、当該法人に対して職員配置確認監査報告及び文書指導を行った。
令和8年3月	当該法人に対し、町より不利益処分の内容について事前通知し、弁明の機会を付与。

### 5 行政処分について

令和8年3月27日に、当該法人に対し、不利益処分の内容について事前通知を行い、行政手続法及び嘉手納町行政手続条例に基づき弁明の機会（※）を付与した。弁明の有無や内容等を踏まえて処分内容を決定することとしており、決定次第公表する。

※ 弁明の機会とは

不利益処分を受ける可能性のある者が、処分内容に関する意見や事情を述べるができる機会を指す。行政手続法及び嘉手納町行政手続条例において、不利益処分を行う際、事前に処分の予定内容を通知し、当該者に対して書面等により意見を述べる機会を与えることを定めている。

## 6 行政処分を検討するに至った理由及び根拠法令等

### (1) 職員配置に係る地域型保育給付費の不正請求（子ども・子育て支援法第 52 条第 1 項第 4 号）

令和 2 年度から令和 7 年 9 月までの給付費等の請求に係る届出書類に勤務実態のない職員の氏名を記載する等、実態とは異なる虚偽の報告を行い、給付費等の不正受給が行われていたことが確認できた。

虚偽報告のあった職員数延べ 214 名（実職員数 17 名）

※1 か月単位で虚偽報告のあった職員の月数を合算して算出

### (2) 監査調書等の虚偽報告に係る不正又は著しく不当な行為（子ども・子育て支援法第 52 条第 1 項第 5 号及び第 9 号）

令和 3 年度から令和 6 年度に実施した指導監査の調書に勤務実態のない職員の氏名を記載し、虚偽の勤務割り振り表を作成した上、指導監査当日に当該職員を配置して実際に配置されているように装う等、中部広域市町村圏事務組合の指導監査に対し不適切な対応が行われていたことが確認できた。

## 7 不正請求に係る返還金について

返還金については、長期にわたって当該施設の職員の出退勤管理に不適切な状況が確認されていることに加え、町からの出退勤状況等の疑義に関する質問に対する事業者の回答内容について、整合性の確認に時間を要しており、こうした状況も算定作業を難しくしている要因となっている。

現在確認ができていない返還金等の額は以下のとおりである。

【令和 8 年 3 月 30 日現在】地域型給付費返還金等の額

対象施設：光の子幼児学園第二嘉手納園

単位：円

年度	給付費 支弁済額	是正後の 給付費	給付費 返還額	加算金及び 利息（※）	返還額 合計	備考
令和 2	33,397,920	31,721,408	1,676,512	245,964	1,922,476	
令和 3						算定中
令和 4						算定中
令和 5	37,460,370	35,068,684	2,391,686	956,674	3,348,360	
令和 6						算定中
合計	70,858,290	66,790,092	4,068,198	1,202,638	5,270,836	

※ 加算金は子ども・子育て支援法第 12 条第 2 項に基づき算定。利息は令和 8 年 3 月 31 日を返還日として計算（返還日に応じて額は変動する）。

なお、返還すべき金額については、引き続き必要な精査作業を鋭意進め、年度ごとに金額を確定させ、確定次第順次公表を行う予定としている。

## **8 再発防止に向けた取組み及び今後の対応について**

本案件を踏まえ、町として再発防止に向けた取組みを強化していく必要がある。まず、町内の全ての保育事業者を対象に、今回の事案の概要や問題点を共有するとともに、法令遵守の重要性及び給付費の仕組みについて説明する場を早期に設ける予定である。これにより、各施設における法令遵守意識の向上と、適正な給付費請求に対する理解の徹底を図る。

併せて、中部広域市町村圏事務組合と連携し、指導監査体制の強化、勤務実態の確認方法の見直し、保育事業者に対する説明責任の徹底、必要に応じた追加的な立入調査の実施など、継続的なチェック体制の強化を進める。また、各施設に対するフォローアップを継続的に行い、再発防止に向けた取組みを着実に推進していく。

このため、引き続き給付費の受給状況に関する資料の収集や内容の確認を行い、必要に応じて追加の照会等を実施して状況の整理を図った上で、関係法令に沿った適切な措置を講じ、再発防止に向けた取組を進めていく所存である。

### **【問合せ先】**

子ども家庭課保育支援係

電話番号：098-956-1111（代表）